

『自動車保険』掛け方ガイド・・vol. 33 自動車保険周辺知識

前は、「飲酒同乗」についての事例を考えました。では飲酒同席者についても責任はあるのでしょうか。今回はこの点について考えてみます。

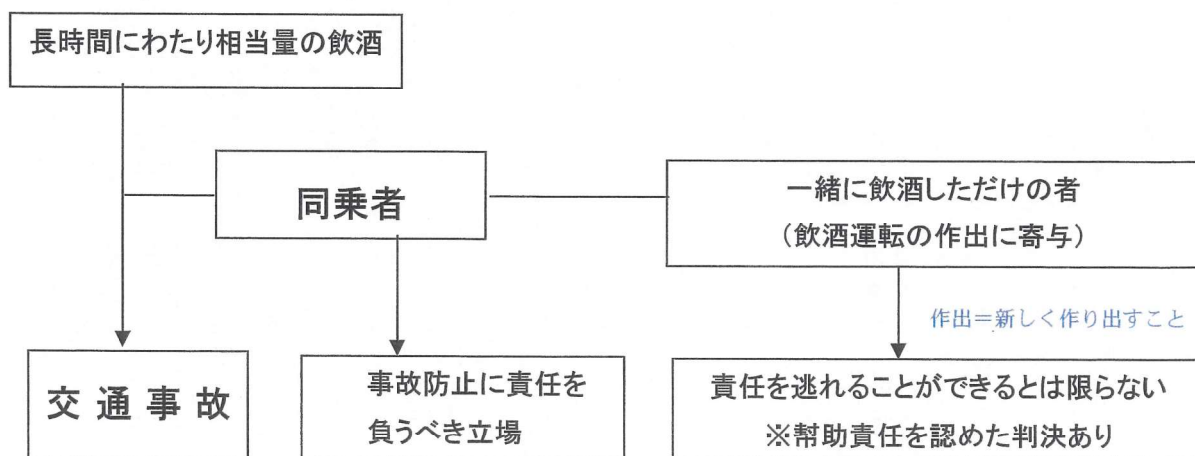


友人と飲酒をし、酒に酔っているにもかかわらず車を運転しようとする友人を制止することなく別れたところ、友人が事故を起こしてしまった場合、制止しなかった者も責任を負うのでしょうか。



裁判例においては、飲酒後に車両を運転する危険性が高いことを明確に認識していたり、そのような者との飲酒の時間、飲酒量などといった事実関係に基づいて責任の有無を判断しています。

<飲酒同席者の責任>



幫助=手を貸すこと

前回の飲酒同乗者とは異なり一緒に飲酒したにすぎない者については、通常は友人と別れる時点しか事故発生防止の機会がありませんから、友人が現実に車を運転するのかどうかという判断を含め、賠償責任が生じる場合は限定的になると思われます。ただし、飲酒運転に対し厳しい目が注がれる今日において、自らは飲酒運転をしていない、同乗もしていない、ただ一緒に飲酒したにすぎないからといって、直ちに責任を逃れることができるとは限らないことに十分留意しておく必要があるといえます。

(東京地裁 H18 年 7 月 28 日判例 飲酒を共にした同僚についての幫助責任を認めています。)